

船舶事故調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者等負傷
発生日時	平成30年5月1日 15時10分ごろ
発生場所	静岡県伊東市伊東港東方沖 伊東港東防波堤灯台から真方位354° 1,700m付近 (概位 北緯34° 59.3′ 東経139° 06.1′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ドルチェ} DOLCE7は、南進中、急旋回し、船長及び同乗者4人が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月2日、主管調査官(横浜事務所)を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート DOLCE7、6.6トン 235-49760神奈川、株式会社日本リーディングカンパニー
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者A、二級小型
負傷者	軽傷 5人(船長、同乗者4人)
損傷	右舷ドライブユニットと中央ドライブユニット破損、コックピット右側ガラスに破損、右舷後部側外板等に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、ドライブユニットを3基持つ船内外機船で、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、伊東港沖を約60ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で遊走して南進した。</p> <p>本船は、同乗者Aが、操舵につき、船首方の手漕ぎボート数隻を右に見て避けようと減速して左転した際、後部から異音を発するとともに、右に急旋回して船体が大きく右に傾いた。</p> <p>船長及び同乗者4人は、落水し、付近にいた船舶に救助された。</p> <p>本船は、無人の状態では約6knの速力で右旋回を続けていたが、救助された船舶から船長が移乗してエンジンを停止した。</p> <p>船長は左耳に擦過傷を負い、同乗者4人は、救急車で病院に搬送され、打撲、擦過傷等とそれぞれ診断された。</p> <p>同乗者A以外の乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>同乗者Aは、緊急エンジン停止コードを装着していなかった。</p> <p>本船は、本事故後、整備業者が点検を行った結果、右舷ドライブユニットのチルト機構右可動部が、機関から発生する振動で金属疲労を起こしたことにより破損し、右舷ドライブユニットのプロペラが中央ドライブユニット右側面及びプロペラに接触し、右舷及び中央エンジンが停止した可能性が高いと推察された。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、伊東港沖を南進中、金属疲労を起こしていた右舷ドライブユニットのチルト機構右可動部が破損したことから、右舷ドライブユニットのプロペラが中央ドライブユニット右側面及びプロペラに接触して右舷及び中央エンジンが停止し、左舷エンジンの推力で右に急旋回して船体が大きく右に傾き、船長及び同乗者4人が落水して負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、伊東港沖を南進中、金属疲労を起こしていた右舷ドライブユニットのチルト機構右可動部が破損したため、右舷ドライブユニットのプロペラが中央ドライブユニット右側面及びプロペラに接触して右舷及び中央エンジンが停止し、左舷エンジンの推力で右に急旋回して船体が大きく右に傾き、船長及び同乗者4人が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドライブユニットの取り付け部周辺に亀裂等が入っていないか運航前後に点検するとともに、定期的な点検も行うこと。 ・小型船舶に乗船中は、救命胴衣を着用すること。 ・緊急時に備えて操船者は緊急エンジン停止コードを装着すること。